

# 組合加入申込書

広島市職員労働組合  
中央執行委員長 柴野 敏雄 様

わたしは、当組合の目的・規約に賛同し、広島市職員労働組合に加入します。

年 月 日

職 場 名 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_

〒

自宅住所 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

生年月日

年 月 日 職員番号 \_\_\_\_\_

※ 組合費は、毎月の給与からチェックオフされます。

正規職員の組合費は 基本給の1.7%+200円（組合共済掛金）です。

会計年度任用職員の組合費は 月例給（月額報酬）の1%です。

●連絡先 組合書記局 TEL (082) 243-9912 FAX (082) 242-7010

**新規採用職員加入キャンペーン中！！**

**★セット共済33型★**

**月々1890円の共済掛金を2027年1月まで無料プレゼントします！！**

自治労連共済プレゼントに申し込まれますか？ はい ・ いいえ

（詳しくはチラシをご覧ください）

※ 氏名、住所、生年月日については、組織共済の給付手続に必要なため、こくみん共済coop（全国労働者生活共済協同組合連合会）に登録されますので、ご了承ください。

# 広島市職員労働組合同規約

## 第1章 名称、所在地

- 第1条 この組織は広島市職員労働組合と称す。
- 第2条 この組合の事務所は、広島市中区国泰寺町一丁目6番34号広島市役所におく。
- 第3条 この組合は法人とする。

## 第2章 目的及び組織

- (目的)
- 第4条 この組合は次の各項を実現することを目的とする。

1. 国籍、人種、信仰、政見、性別、職種等にかかわらず、広島市に勤務する全職員の団結をはかる。
2. 賃金、労働時間、その他の労働条件を改善し、組合員とその家族の生活の向上をはかる。
3. 地方自治の根本理念に徹し、職場の民主化をはかるとともに、大衆の利益に奉仕し、大衆と相携えて、民主的社会的建設にまい進する。
4. 全労働者と協力して世界平和の確立につとめる。

- 第5条 この組合は綱領、宣言、規約及び議決の遂行に必要な事業を行う。

## (組織)

- 第6条 この組合は広島市に勤務する職員及び大会、中央委員会で認められたもので組織する。但し、六ヶ月未満の臨時職員は除く。

## 第3章 議決機関

- 第7条 この組合に議決機関として、大会、中央委員会をおく。

## (大会)

- 第8条 大会はこの組合の最高議決機関とする。
- 第9条 大会は代議員と役員をもって構成する。但し、役員(会計監査を除く)には議決権はない。
2. 代議員の選出基準は別に定める。
  3. 代議員の任期は当選した日から次の定時の選挙により代議員の選出される日までとする。
- 第10条 大会は次の事項を議決、承認する。

1. 運動方針
2. 予算、決算
3. 規約の改廃
4. その他

- 第11条 定期大会は毎年1回7月に中央執行委員長が招集する。

- 第12条 臨時の大会は左記の各号の1に該当する場合、中央執行委員会が招集する。

1. 中央執行委員長が必要と認めたととき。
2. 代議員又は、中央委員の3分の1以上の要求があったとき。

- 第13条 大会は代議員の3分の2以上の出席(委任された出席者も含む)をもって成立する。

- 第14条 大会の議長は1名、副議長は1名とし、大会において代議員の中から互選する。

- 第15条 大会の議事は出席代議員の過半数で定める。可否同数のときは議長がこれをきめる。但し、次の事項については全組合員の直接且つ無記名投票によらなければならない。

1. この組合の解散(組合員の4分の3以上の賛成を必要とする。)
2. この組合の規約の改廃(組合員の2分の1以上の賛成を必要とする。)
3. 他団体への加入または脱退(組合員の2分の1以上の賛成を必要とする。)
4. その他重要事項

## (中央委員会)

- 第16条 中央委員会は大会につく議決機関で役員及び中央委員をもって構成し、構成員の過半数以上が出席して成立する。

中央委員の選出は別に定めるところによるものとし、その任期は当選した日から次の定期の選挙により中央委員の選出される日までとする。

する。

- 第17条 中央委員会は次の事項を議決する。
1. 大会に提出する議案
  2. 他団体と提携
  3. その他、緊急事項(次期大会の承認を必要とする。)

- 第18条 中央委員会は少なくとも年4回以上開催するものとする。

- 第19条 代議員及び中央委員は、他の代議員及び中央委員の委任状を行使することができる。但し、委任状の行使は1名限りとする。

## 第4章 執行機関

- 第20条 中央執行委員会は、この組合の執行機関であって、随時開催し組合同規約と大会並びに中央委員会の議決に従って業務を執行し責任を負う。

- 第21条 中央執行委員会は役員(会計監査を除く)をもって構成する。

- 第22条 中央執行委員会は中央執行委員の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

- 第23条 中央執行委員会の議長は、中央執行委員長が当る。中央執行委員長の互選により定める。中央副執行委員長がこれに当る。

正副中央執行委員長双方共に事故あるときは、中央執行委員の互選により定める。

- 第24条 中央執行委員会の議事は、出席した中央執行委員の過半数で定める。可否同数のときは議長がこれをきめる。

- 第25条 中央執行部に次の役員をおく。

1. 中央執行委員長 1名
1. 中央副執行委員長 若干名
1. 書記長 1名
1. 書記次長 1名
1. 中央執行委員 若干名
1. 特別中央執行委員 若干名
1. 会計監査 3名

このうち、中央副執行委員長及び中央執行委員の定数については、次年度の役員改選前の中央委員会で定める。

- 第26条 大会又は中央委員会の承認を得た者は、組合員でなくとも役員に立候補することができる。役員を選出は、全組合員の直接且つ無記名選挙により投票者の過半数により決まる。

- 第27条 役員(任期は、定期大会から次の定期大会までとする。

- 第28条 役員は次の業務に専念する義務を有し、その代理は認めない。

1. 中央執行委員長は、この組合を代表し、総ての業務を統括する。
2. 中央副執行委員長は、中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長事故あるときは、それを代行する。
3. 書記長は中央執行委員長の命により、業務の執行に当る外、書記局を統括し、その一切の責に任ずる。
4. 書記次長は、書記長を補佐し、書記長事故あるときはそれを代行する。
5. 中央執行委員は、中央執行委員会の業務を分掌し、その執行にあたる。
6. 特別中央執行委員は、中央執行委員長の命を受け、上部団体及び友誼団体の任につく。また、必要に応じて中央執行委員会の業務に参与する。
7. 会計監査は、毎年1回以上会計を監査し、その結果を定期大会及び中央委員会に報告する。

## 第5章 補助機関

- 第29条 中央執行委員会の事務機関として、書記局及び専門部をおく。

- 第30条 書記局及び専門部の構成並びに運営は中央執行委員会がこれを定める。

## 第6章 支部・分会及び協議会

- 第31条 この組合に支部及び分会、協議会を設ける。
2. 支部は、局または部を単位とする。ただし、相当規模の同一職場を支部とすることができる。
  3. 分会は、支部に属するが、必要に応じて、支部に属さない職場で組織することもできる。

4. 協議会は、各種職能を単位として組織する。
- 第32条 この規約は、この組合同規約に準ずるものとし、中央執行委員会の承認を受けなければならない。

## 第7章 会 計

- 第33条 この組合の経費は次の収入をもってあてる。

1. 組合費
2. 臨時費
3. 事業費
4. 寄附金
5. その他

- 第34条 組合費は一人につき本俸の千分の17プラス200円とし、毎月納入しなければならない。

2. 臨時費は中央執行委員会が必要と認めたととき、中央委員会の承認を得て徴収する。但し、次の臨時若しくは定期大会の承認を得なければならない。

- 第35条 この組合の財産の管理及び会計は中央執行委員会の責任において処理しなければならない。

- 第36条 組合員の納めた組合費及び臨時費は一切返却しない。

- 第37条 この組合の会計年度は6月1日に始まり、翌年5月31日に終る。

- 第38条 組合費のうち、毎年一部を闘争資金として積立てなければならない。

- 第39条 特別の事情ある組合員の組合費又は臨時費は、中央執行委員会の決定で軽減又は免除することができる。

## 第8章 権利義務及び罰則

- 第40条 組合員には次の権利がある。

1. 選挙権と被選挙権
2. 代議員、中央委員及び役員を選挙する権利
3. 罰則処分に対する不服申立ての権利
4. 大会及びその他の会議において発言する権利
5. 代議員、中央委員及び役員の言動批判を公にする権利
6. 会計を閲覧する権利

- 第41条 組合員には次の義務がある。

1. 綱領・規約及び決議に服する義務。
  2. 組合費を納める義務。
- 第42条 組合員が次の行為をしたときは処罰をうける。
1. 綱領・規約及び決議に違反したとき。
  2. 組合の名譽を汚したとき。
  3. 組合の統制をみだしたとき。
  4. 正当な理由なしに組合費を3ヶ月以上滞納したとき。

- 第43条 処罰は警告、権利停止及び除名とする。

## 第9章 加入・脱退

- 第44条 この組合に加入するときは、別に定める申込書を中央執行委員長に提出しなければならない。

- 第45条 この組合から脱退するときは、別に定める書式により、中央執行委員長に申し出なければならない。

- 第46条 中央執行委員長は加入及び脱退の申し出を受けたときは、中央執行委員会に附議し、その可否を決定しなければならない。

## 第10章 雑 則

- 第47条 この規約に必要な事項は別に定める。

- 第48条 この規約の疑義は中央執行委員会が解明する。

- 第49条 この規約は、1959年2月15日より実施する。

- 附 則 この規約は1966年9月1日から施行する。

- |    |            |    |
|----|------------|----|
| // | 1967年3月1日  | // |
| // | 1969年9月1日  | // |
| // | 1971年8月1日  | // |
| // | 1972年9月1日  | // |
| // | 1976年11月1日 | // |
| // | 1988年6月1日  | // |
| // | 1989年4月1日  | // |